

## 次世代育成支援対策推進法による第2回行動計画策定のお知らせ

平成15年7月に「次世代育成支援対策推進法」が、次の世代を担う子供たちが健やかに生まれ育つ環境をつくるために、国、地方公共団体、事業主、国民が担う責務を明らかにし、集中的かつ計画的に取り組んでいくために10年間の時限立法として成立しました。

急速な少子化の進行は、わが国の経済全体に極めて深刻な影響を与えます。そのため、国・地方公共団体・事業主が一体となって対策を進めていく必要があります。

少子化の原因の一つとして、仕事と子育ての両立の負担感が增大していることが挙げられます。そのため、企業等においても、男性を含めた働き方の見直しなどの次世代育成支援対策に取り組むことが求められています。

少子化の進行は、労働者を雇用し事業活動を行う企業等にとって、将来の労働力の確保が期待できないことを意味します。また、企業活動を将来にわたり発展させるためには、多くの需要がある市場が不可欠ですが、少子化が進行し人口が減少していくと、それに伴い需要が減少していくことも考えられます。

### 上村工業株式会社 行動計画（第1回）

全ての社員がその能力を十分に発揮できるような雇用環境の整備を行うとともに、次世代育成支援について地域に貢献する企業となるため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成17年4月1日～平成22年3月31日
2. 目 標 ノー残業デー（月1回）の実施
3. 対 策 平成17年6月 所定外労働の分析を行う  
平成18年4月 ノー残業デーの実施  
従業員へのノー残業デーの周知・啓発の実施

今回 第2回となる行動計画策定し取り組むこととなりましたのでお知らせいたします。

### 上村工業株式会社 行動計画（第2回）

全ての社員がその能力を十分に発揮できるような雇用環境の整備を行うとともに、次世代育成支援について地域に貢献する企業となるため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成22年4月1日～平成27年3月31日
2. 目 標 年次有給休暇の取得日数を平均1日増やす
3. 対 策 平成22年4月 有休消化率の実績調査、検討を行う  
平成23年4月 一斉有給取得日を1日（12月29日に適用）  
増やし4日間にする

以上